

nagomi  
お知らせ news  
**子どもインフルエンザ予防接種の費用助成を行います**

☎保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

生後6ヶ月以上、年度末年齢18歳以下（高校3年生相当）のお子様に対して費用助成を行います。医療機関の窓口で接種費用と助成額の差額をお支払いください。町と契約していない医療機関で接種をされた場合は、接種後に役場の窓口で費用助成の手続きが必要です。

※町と契約した医療機関の一覧は、[和水平ホームページ](#)をご覧ください。



対象ワクチン	不活化ワクチン（従来の皮下接種）	経鼻弱毒生ワクチン（経鼻噴霧式）
助成額	3,000円/回（上限）	6,000円/回（上限）
	※助成額については、上限を超えた分は自己負担となります。また、皮下接種方式と経鼻噴霧式のどちらか一方の助成になります。	
接種期間	10月1日（月）～令和7年1月31日（金）	
助成回数	13歳以上：1回 生後6ヶ月以上13歳未満：2回	2歳以上18歳以下 1回
対象者	接種当日に生後6か月以上で年度末年齢が18歳以下（高校3年生年齢相当）の人	接種当日に2歳以上で年度末年齢が18歳以下（高校3年生年齢相当）の人
接種方法	【町と契約をしている医療機関の場合】 事前の手続きは不要です。直接医療機関に行き接種を受けてください。接種の前に、医療機関にて費用助成の申請書兼委任状を書いていただきますので「必ず印鑑を持参」してください。（医療機関によっては、事前に接種の予約が必要となる場合があります。）	
備考	13歳未満の人は、1回目を12月31日（月）までに接種し、2回目を令和7年1月31日（金）までに接種してください。	

◆町と契約している医療機関以外で接種をする場合

- ・接種した後に医療機関へ接種料金を一旦全額支払っていただき、役場の窓口で接種費用助成の手続きを行ってください。
- ・手続きをする際の持参物は次のとおりです。  
①母子健康手帳や接種済証等の接種した事実がわかるもの ②領収書 ③印鑑 ④通帳  
※2回接種を受ける人は、2回目の接種を受けた後に助成の申請手続きをしてください。  
※手続きの申請期限：令和7年2月28日（金）まで

インフルエンザ・新型コロナワクチン接種に関する情報（和水平ホームページ）

<高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン>



<子どもインフルエンザ>



nagomi  
お知らせ news  
**高齢者インフルエンザ及び新型コロナワクチン  
10月1日より接種を開始します**

☎保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

和水平町では集団感染や重症化を防ぐため、インフルエンザ及び新型コロナウイルスの予防接種費用の一部を助成します。

	インフルエンザ	新型コロナウイルス
接種期間	10月1日（月）～令和7年1月31日（金）	10月1日（月）～令和7年3月31日（月）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種当日に65歳以上の人</li> <li>・接種当日に60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓または呼吸器等の身体障害者手帳1級程度を有する人（対象となる人には、事前に対象者確認証を郵送します）</li> </ul>	
助成対象回数	1回/人	
自己負担額	1,180円（委託医療機関での接種の場合）	2,300円（委託医療機関での接種の場合）
助成額	4,200円（上限） ※助成額を超えた分は、自己負担となります。	13,700円（上限） ※助成額を超えた分は、自己負担となります。
接種方法	<p>和水平町の委託医療機関については、町ホームページまたは、直接医療機関に確認し、接種医療機関を決めてください。</p> <p>①玉名郡市、山鹿市、熊本市北区植木の委託医療機関で接種する場合 直接医療機関に行き接種を受けて、自己負担分の料金を窓口でお支払いください。（接種には事前予約が必要な場合があります。）</p> <p>②熊本県内の上記以外の委託医療機関で接種する場合 接種前に本庁保健子ども課または三加和支所地域振興課までお越しください。<b>予診票と接種済証</b>をお渡しします。その後医療機関で接種を受けて、自己負担の料金を窓口でお支払いください。 ※医療機関によってはインフルエンザ及び新型コロナワクチンについて片方の接種のみ実施している医療機関もありますので、医療機関と接種内容を必ずご確認ください。</p> <p>③上記以外の熊本県内の医療機関もしくは熊本県外の医療機関で接種する場合 接種前に本庁保健子ども課または三加和支所地域振興課までお越しください。<b>予診票と接種済証と申請書兼請求書</b>をお渡しします。医療機関で接種をした後、一旦窓口で接種料金の全額をお支払いいただき、以下の6点をお持ちになって和水平町保健子ども課または三加和支所地域振興課まで償還払いの手続きにお越しください。 持ってくるもの：①予診票（原本）、②接種済証（原本）、③領収書、④申請書兼請求書、⑤印鑑、⑥通帳 償還払いの申請期限：令和7年3月31日（月）</p>	
その他	医療機関によっては接種開始時期が10月1日以降の可能性もあります。開始時期については各医療機関にお問い合わせください。	